

大阪地方裁判所委員会（第18回）議事概要

（大阪地方裁判所事務局総務課）

11月9日（月）に開催された大阪地方裁判所委員会における議事の概要は、次のとおりです。

1 日時

平成21年11月9日（月）午後1時30分から午後4時30分まで

2 場所

大阪地方裁判所第2会議室

3 出席者

（委員）秋山恵一，朝比奈千秋，櫻田嘉章，塩崎隆敏，西田正吾，西脇一枝，森克二，薬師寺玲，山口信吾，高村順久，榊原一夫，佐々木茂美，並木正男（敬称略）

（事務担当者）小佐田潔，新屋眞宏，高木繁，長路基樹

（庶務）竹口智之，山本さおり

4 配布資料

裁判員裁判対象事件新受人員に関するデータ表，裁判員候補者名簿登載通知写しほか

5 議題

(1) 裁判員制度の運用状況

ア 法曹三者からの裁判員制度の運用状況についての報告及び説明

イ 意見交換

(2) 次回テーマ

6 議事

（委員長：■ 委員（法曹関係者）：○ 委員（学識経験者）：◇ ）

(1) 大阪地方裁判所長のあいさつ



(2) 取り組みに関する報告

所長から、前回委員会で委員から出された意見を踏まえ、裁判所において取り組んだ内容につき、報告した。

調停制度の積極的な広報について

ア 「法の日」週間行事「民事手続説明会」での広報

イ 市区町村の広報誌などへの広報依頼

ウ 民事調停の広報用リーフレットや調停協会主催の無料法律相談のポスターの配布先の見直し

エ 消費者センター等の他のADRとの連携強化

オ インターネットによる広報での利用拡大策の検討

(3) 裁判員制度の運用状況についての報告及び説明（裁判所、検察庁、弁護士それぞれの立場から）



(4) 意見交換

◇：大阪では9月に最初の裁判員裁判が開かれたが、市民の目線を取り入れるとい

った点からも裁判員制度をやってよかったと思っている。

プロの人たちの間でやってたころを思うと、いろいろ問題もあると思うが、総じて良かったと思う。

裁判員裁判が導入されたことにより、刑事裁判について、さまざまなメディア等で取り上げられるようになり、これまでは記事にならなかったことも記事になっている。それを見た国民が、自分が裁判員になったことを想定し、量刑がどうなるのかなどいろいろ考えたと思う。そういう意味では大きな意義があったと思う。

報道記者会見については、当初の予想では、裁判員の方々が、記者会見を嫌がりあまり出てくれない思っていた。しかし、たくさんの方が出席し、さらには、顔写真や名前の公表に応じてくれる方もおり、また、感想についても、正直な気持ちを話してくれるなど、驚きであった。

ただ、記者会見の中身について、もう少しつつこんだやりとりがあってもいいのかなと思う。評議の中身について話をするのは、裁判員としては、法の制約もあると思うが、どのような過程で、判決が導かれていったのか、みんなが知りたいと思うところであるので、ぎりぎりの線で、できる限り話していただきたいと思う。

そして、理由を示さない不選任については、どうしても不透明な印象がある。いったいどのような形でその人を忌避したのか分からないし、説明しにくいところはあると思うが、少なくとも裁判官と検察官と弁護人とでが裁判員を選ぶ中では、どうしてこの人を外すという理由が論議され、分かっていなければならぬと思う。というのも、今までの新聞報道等を見る限り、偶然かもしれないが、障害のある方が裁判員になったというケースがないように思う。障害をもつ人たちの声を聞かなければならないときが当然あると思うし、例えば、目の不自由な人や耳の聞こえない人が裁判員になれば、その分負担は増えるかもしれないが、万が一でも障害のある方が忌避されるようなことがあってはなら

ないと思う。

そういった点で、透明性は必要で、なぜ選任されなかったかという点については、まだ課題が残っているのではないかと思います。

- ：理由のない不選任は、当事者が行うものであるもので、裁判所としてその実情はわからないが、この手続が設けられた趣旨はどのようなものか。
- ：不公平な裁判をするおそれがあるということで理由つきの不選任請求がされる場合もあろうが、当事者が不公平な裁判をするおそれがあると感じても言葉で表現しにくい場合もあるので、そのようなときに、当事者の立場から不選任する権利を認める必要があるとして制定されたのがこの制度である



- ◇：理由のない不選任は、最大4人か。
- ：裁判員としては4人、補充裁判員が2人まで選ばれるときは、合計5人、補充裁判員が3人以上選ばれるときは、合計6人である。
- ◇：そうすると検察官が6人、弁護人が6人で最大12人を不選任とすることができるのか。
- ：そのとおりである。通常は、補充裁判員は2人まで選任されることが多く、裁判員候補者については、検察官5人、弁護人5人の最大10人の理由なき不選任をすることができることになる。そうすると、これら10人と裁判員6人、補充裁判員2人を選任することになるので最低18人の裁判員候補者が必要となる。
- ◇：理由なき不選任を全部外してから、裁判員を選ぶことになるのか。
- ：理由のある不選任等、裁判員等になれない人を全部外してから抽選となる。

■：裁判員候補者には、不選任になった理由はわからない。

アメリカでは、陪審員を選ぶときに弁護士や検察官が、選任手続については、自分の立場にとって、有利か不利かという観点から、調査をしたり、いろいろ具体的な質問を行って不利になる人を不選任にしている。

○：日本と欧米では発想が違い、欧米の場合は、自分に有利な人を選び、日本の場合は、不公平な裁判をする人を除くという発想であり、消極的な形である。

◇：日本でも自分に有利な人を選んでもいいのか。

○：アメリカの場合は、何度も何度も自分に有利な陪審員を選ぶために手続をやり直すことがあると聞いているが、日本では、そういう制度ではなく理由なき不選任をしても1回で終わってしまう。したがって、全体として自分に有利な裁判員団を作ることはできないことになっている。

質問についても定型的なものが多く、例えば、「これまでの事情と変更しているところはありませんか。」「参加することに問題がありますか。」と言ったような質問をすることになる。

◇：裁判員候補者名簿の調製は、最高裁判所が行うのか。

○：各地方裁判所がその地域における前年までの事件数などを参考に裁判員候補者となる人の人数を決め、各市町村の裁判員候補者予定者名簿の作成を依頼している。選挙管理委員会は、裁判所の依頼に基づき、選挙人名簿から裁判員候補予定者を抽選で選び、裁判員候補者予定者名簿を作成して地方裁判所に送付することになる。裁判所は、送付された名簿に基づいて裁判員候補者名簿を作成している。

◇：名簿の抽出は、無作為抽出したものか。

■：そのとおりである。

◇：裁判員制度は、どちらかといえば諸外国が主流と聞いたことがあるが、諸外国と日本とを比較するとどのような相違があるのか。

○：裁判員制度は、日本独特の制度である。

アメリカやイギリスでは、陪審員制を採用しており、事件ごとに一般市民から選ばれた陪審員のみで有罪・無罪を決め、裁判官は量刑を決めている。

ドイツなどでは、参審員制度を採用しており、職業裁判官1名と一般の人から選ばれた2名の参審員が、ある一定の期間、3人で合議体を構成し、事件の有罪・無罪を判断し量刑も決めている。日本は、一件ごとに裁判員が選ばれ、判官も入り、有罪・無罪を決めて量刑も決めている点に特徴がある。

◇：大津地裁だと思うが、同じ人が3回呼び出しされたという新聞報道があったが、そういうことは大阪でもあるのか。

○：大阪でも複数回候補者として選ばれた例もあった。なぜそのようなことが起こるのかは、システムのマジックとしか言いようがない。無作為抽出するので、一人で1～3回当たる人もいるが、そのような場合、説明書を同封したり、1回目の選任手続期日が間もなく行われるような場合には、呼出し手続を若干の期間留保したケースもあったようである。

◇：大阪地裁のこれまでの裁判員裁判では、事実関係を争わずに量刑について争いがあったという話であるが、量刑について、どのようにコンセンサスが得られてくるのか、いろいろなやり方があると思うが、評議はどのように行われているのかについて興味がある。

裁判員の中には、オピニオンリーダー的な方がいることもあるだろうし、いろんなケースがあると思うが、量刑については、みんなの意見を聞いて、平均的な答えを出しているのか、中身に関わることなので難しいと思うが、裁判官はどのようなやり方をしているのか教えていただきたい。

○：いろいろなやり方があると思われる。実際の事件で行われている評議の内容は分からないが、これまで大阪では、何十回も模擬裁判を行ってきており、そこで行われてた模擬評議を参考にお話しすると、初対面の9人が一緒になってもなかなか議論がでないため、最初は、自由に感想などの話をしていただいた上で議論を進めていくケースが多かったように思う。

その上で、検察官が、量刑についてこういう事柄を重要に考えてほしいと主張し、それに対して、弁護人は、こういう事柄について考えて欲しいと意見を述べている点について、それら一つ一つに対して意見を言い合いながら、それぞれがどこを重点に考えていくのか、それぞれが見極めていって議論を進めていくような方法を取っていたようである。

それぞれの裁判体によっていろいろなケースがあると思うが、裁判官は、すべての裁判員に発言していただくようすること、自由に意見を言ってもらい、それぞれが納得し、あるいは、いつでも意見を変えられるような雰囲気を作ることには配慮していると思われる。

話し合いで意見が一致すれば、それが最終的結論になり、どうしても意見が一致しなければ評決で決めることになるが、実際の裁判において、意見が一致したのか評決になったかは、分からない。

◇：量刑だけなら、ある程度アナログ的にどこに落とすかという話になると思うが、事実関係で争っている場合、1かゼロかという話になると思われる。その場合は評決が行われることになるのか。

○：量刑も事実認定も同じような評議の進め方になると思われる。

たとえば殺意があるのかということが争いになれば、検察官は、こんな凶器を使っている、深さがこれだけ深い、動機があるなどの主張をし、弁護人はそれまでずっと仲のいい人たちだったからそんなことはないなど反対の事実を主張することが考えられる。それら双方の主張について、証拠により事実が認められるのかを考えることになる。殺意があるかどうかを直接議論するのではなく、まず、具体的な事実について考えていくことになり、検察官と弁護人の主張する事実が認められるのかを認定した上で評価していくことになり、評価型と言われている。争いがある事実、認定あるいは評価する事実も多くなり、さらにその事実が本来信頼すべき事実であるかなどその一つ前の事実を認定することになるので、複雑になるとは思われる。

- : 今の評価型ということになると、検察官や弁護人が大きな役割を果たすことになると思われるがいかがか。
- : いわゆる真相解明型であれば、検察官が見落とししていても裁判所から求釈明があったが、現在の評価型であれば検察官が見落とすことがあるとそのままになる。真相解明型から評価型へというのが今の刑事裁判の流れといわれている。



- ◇ : 争点整理手続で証拠制限が進みすぎて、主張立証のためになる証拠だけに整理をしてしまうと、供述調書も一部だけの抄本にするような一方だけに都合のいいものだけ提出されたりして怖いような気もする。これまでと同様にあらゆる証拠を全部見て評価をするべきではないか。見落とししてしまえば分からないということになれば、検察官や弁護人の力量で大きな差が出てくるのではないか。
- : 検察官から見てこれはいらぬといって落とす、弁護人は被告人に有利な情報なので残せというせめぎ合いになる。そうした中で弁護人側は、検察官が必要な証拠をうっかり落としていて、それが被告人に有利だと思ったら黙っておられることもあるので、そうすると検察官の主張・立証が足下から崩されることも起こり得る。
- ◇ : 否認事件を整理して2, 3日で終了するとなると恐ろしいと感じる。
今は、争いのない事件ばかりが審理されているようであるが、争いのない事

件を選んで、裁判を開いているのか。

- ：公判前整理手続が、終了したものから期日が指定されている。争いのない事件ほど、手続が早く済むのでこのような結果になっている。
- ◇：大阪では、91件が立件されて、これまでに6件が審理されたとのことであるが、このペースで事件が発生した場合、裁判所としてやっていけるのか。
- ：現在、9か部で、裁判員裁判を担当している。公判前整理手続については、1件について1日ずっと詰めて行うわけではなく、1回に1時間くらいかけて整理をし、それを何回か積み重ねて整理が終われば集中して審理をすることになる。立件された事件の7割は争いのない事件であり、それらの審理や評議は2、3日で終了していく。

ただ、争いのある事件については、証人を何人も調べないといけない場合もあるので、2、3日では終了できないと考えられ、仮に、5日連続審理すると裁判官でも疲れるので、裁判員の方にそれをお願いすることは肉体的にも精神的にも難しいと思われる。

例えば、審理を週に2回のペースで3週間にわたって続けるというような日程など、間を空けて行うことが考えられる。

急いでやることが本当にいいことなのかという気持ちもある。裁判員の方々は、審理についても評議についても、本当に真剣に全力でやっておられる。そのような状況の中で、審理が不十分であった、十分に議論できなかったという結果になれば、本末転倒になってしまう。

2、3日という日数にこだわるのではなく、ある程度予備日を設けるなど、間違いのない裁判ができる環境を作る必要があると考えている。

- ◇：そのとおりであると思う。裁判員制度は、順調に進んでいるようであるし、評判がいい。ただ今は争いのない事件ばかりなので、本当の評価はまだ分からないのではないかと。
- ：おっしゃるとおりだと思われる。今後、問題が出てくる可能性は十分ある。出

てきたときに早急に対処し、いろんなことを考える必要があり、裁判員の負担をできる限り軽減し、できる限りのことを関係者と相談しながらやっていきたいと考えている。

裁判員制度が始まる前は7割の方が参加したくないと言っていたので、裁判員のどれだけの方が参加していただけるのかという一抹の不安もあった。今はほとんどの方が、裁判員をやってよかったと言っているが、そのようなことが国民の皆様に浸透して裁判員制度が当たり前の制度になっていって欲しいと思う。

◇：公判前整理手続とは、どんな手続なのか。公判前整理手続には、裁判官は参加するのか。

○：公判前整理手続とは、裁判官、検察官及び弁護士、場合によっては被告人も参加し、主張内容や立証の方法などを整理する手続である。

検察官、弁護士がそれぞれどういうことを主張するのか、争いがない事実、争いのある事実を整理していくことになる。

検察官は、立証に必要な証拠調べの請求を行い、弁護士は、検察官が提出しようとする証拠以外にも検察官から見せて欲しい証拠について開示請求を行い、本当に必要なところは証人尋問をすることになるため、証人尋問を行う人や順番を決め、いつからいつまでの審理期間がかかるかといったような法廷での審理の計画を立てることになる。その後、裁判員の方に、いつからいつまでの間、何々事件について審理を行うという通知をすることになる。

◇：裁判員に対して争点を事前に知らせないのか。

○：法廷に入った後、冒頭に知らせる。公判前整理手続において主張された争点を元に裁判をすることになる。

◇：裁判官は証拠を見ないということであるが、それはどういうことか。

○：裁判が始まるまでは、証拠を見ないということである。裁判員が見ていない証拠を、裁判官があらかじめ見てしまうと、外部からすると、裁判官が証拠に基

づいてあらかじめ判断してしまうおそれがあると見られたり、裁判員との間の情報格差という問題もある。

◇：これまでは判決までに何年もかかる事件があったと思うが、例えば遺体なき殺人事件が立件されるとすると、裁判員裁判においては、どのくらいの審理期間がかかると思われるか。

○：事件によって相当変わってくると思うが、相当数の審理期間がかかると思われる。裁判員裁判の対象にはなっていないが、公判前整理手続を行った上でかなり争点を絞っていても、50開廷が必要とされるような複雑な事件もある。このような事件が、裁判員対象事件になったときには、審理方法をもっと検討する必要が出てくると思われる。



○：私は、通常は民事を担当しているので、刑事をあまり担当したことはないが、以前、地下鉄のホームで口論をして口論した相手をホームから線路に突き落とし、殺人未遂として立件された事件を担当したことがあった。幸い、近くにいた人が、落とされた人を助けたので、被害者の命に別状はなかった。

この事件では、被告人に殺意はなかったと争っていたが、結局、殺人未遂として重い刑が言い渡されたことがあった。もし、この事件が、裁判員裁判であれば、殺意があったかどうかについて、弁護人としてどのような立証をす

ればいいのか難しい問題だと思う。あらかじめ審理計画を立てた後にいろいろな事実が出てきた場合どうすればいいのか。弁護士は、個人でやっていることもあり、事務補助者がたくさんいるわけではないこともあり、自分と事務職員、同僚、依頼人くらいしか動いてくれる人はいない。そんな中で証拠を集めることは大変であると思う。

- ：裁判員裁判がどの程度の審理日数であれば、国民の負担にならないかという観点から、御意見はあるか。
- ：裁判員裁判に対して、今まで参加したくないという人が多かったので、裁判所も遠慮して、2日か3日の短い期間でできると言っておられたと思われるが、これまでのところ裁判員は、意義を感じてやっておられるし、週2日か3日で3週間か4週間くらいならそれほど負担を感じられないのではないかと思う。
- ◇：40～50%は辞退の申し出があるという話であったが、審理日数3日の前提でその数字であれば、50開廷ということになればこの数字がもっと増えるのではないか。
- ：裁判員制度が、始まる前にいろいろな調査をしており、その際に架空日程を作り、多くの方々にアンケートをしている。その結果によると、5日を超えると出頭が難しいという方が多かった。3開廷と50開廷では、量的な問題というか質的にもだいぶ変わってくるので、そういう意味での辞退の申し出は多くなってくると思われる。

対応としては、裁判員に参加する人を確保するために、名簿から選定して呼び出す母数を増やし、それでも足りなければ追加選定をすることになると思われる。
- ：実際には、50開廷になるような事件は、ほとんどなく、3回ないし6回で終了する事件が最も多いように思われる。
- ◇：週2回で3～4週間であれば、かなりの方が許容すると思う。
- ◇：これまで裁判員の最高齢は何歳か。

- ：81歳と聞いている。70歳を超える方は、辞退されることが多いようである。
- ◇：相談に来られる方の中で、御高齢の方でも裁判員をしたいと言われてる方が結構いる。ただ、体力的に何週間も続くと参加が難しくなると感じた。
- ◇：裁判員制度については、自分の経験から、参加したら皆様良かったと言われると思っていた。裁判では、法廷内の目の前で起きていることを元に判断するのか。
- ：そのとおりである。
- ◇：被告人が捜査段階では認めていたのに、法廷でやってないと否認された場合どうなるのか。何を元に判断するのか。
- ：基本的には、法廷で行われていることで判断することが大原則である。捜査段階では、やりましたと認めていて、法廷でやってませんと否認されると供述調書との食い違いがでてくることになる。それをどうするかというのが一つの問題となる。

検察官としては、捜査段階で供述していたことが真実であり、その供述が任意になされた真実の供述であると主張することになる。これまでであれば、裁判官が、捜査段階の調書と法廷での証言を見比べて、どちらが信憑性があるのかを判断していた。しかし、一般の裁判員の方には分かりにくいので、裁判員裁判対象事件については、被告人が、捜査段階で事実を認めている場合には、任意になされた供述であると立証するために、すべて供述をDVDに録画録音している。

おそらく、弁護士側は、捜査段階で行われた自白は任意になされたものではないと主張されると思われるので、それに対して、DVDを法廷で再生して法廷と捜査段階のどちらの供述に信憑性があるのか判断していただくことになると思う。

- ◇：まだそのようなケースはないのか。
- ：動機の関係で言い分が違ったというのがあった。それについては、被告人から

事情を聞いた上で判断したようである。

◇：その事件については、控訴されたのですか。

○：控訴していない。

◇：裁判員裁判については、あまり控訴されていないと聞いているが、否認事件が増えれば控訴が増えるではないか。

コンシューマー・サティスファクションという観点から考えれば、被告人の意見を聞く場があってもいいのではないか。

また、アメリカ人の弁護士から聞くと、陪審制で間違うかもしれないが、それでもかまわないという話をしていた。



■：裁判員裁判における真相解明について、どのように考えられるか。

◇：暴力団等の身代わり事件などがあった場合、真相解明は難しいのではないか。

○：仮にそのような事件があったとしても、証拠を見ていくと不自然な点が出てくると思われる。

○：おそらく、裁判員の方も、そのままの状態の有罪無罪の判断をするのは難しいと思う場合、直ちに判決を下すことに躊躇を覚えられると思われるので、さらにこの点について両方に立証を促すなどして、期日間の整理手続を入れて、多少審理が長引いても正義に従って審理をしたいと思っていただけないかと期待している。

◇：2日と決まった期日を始めて、裁判員が2日では足りないからもう一度やり直したいと言われたらどうするのか。

○：裁判員が、この点を調べないと判断ができないということになれば、新たな日を設定してそこで証拠調べを行うことになると思われる。

◇：その場合、新たな日について、私はダメだという裁判員がいればどうなるのか。

補充裁判員がでることになるのか。

- ：台風が来たときの例で、記者会見のときに裁判員が述べておられたが、期日については、裁判員全員の都合を聞いて決めたようである。やはり補充するというわけにはいかないのではないか。
- ◇：模擬裁判に参加して感じたことだが、評議がまとまらなると多数決になるようであるが、どのような方法で多数決をとるのか。私自身は、挙手をして決めることに抵抗がある。
- ：多数決については、決議をとる方法として法律で決められている。議論を尽くして意見が一致するのが一番であるが、それが難しい場合は多数決となる。各裁判体の評議の中身は知ることができないため、評決されているのかどうかはわからないが、記者会見では裁判員経験者のほとんど全員が十分に意見を言えたという感想も述べているので、十分な評議がされていると推測している。しかし、それでも意見が分かれることもあると思うし、そうなれば多数決ということもあると思われる。
- ：これまでの裁判員裁判を見ていると、午前中に審理が終わって午後から判決宣告、あるいは、翌日に判決宣告ということが多いようであるが、短い間に判決書を作成する負担は重くないのか。
- ：評議が終わって1時間、2時間後に言い渡す例もある。判決の作り方はいろいろあり、一つの例としては、評議に出ていることをパソコンに打ち込んでいき、形式的なところは、あらかじめ準備しながら行うということもある。判決をその日にしなければいけないということもないので、判決宣告の日を別の日にしている事例もある。実践を踏まえて検討しているところである。
- ：委員の皆様からたくさんの御意見を頂きありがとうございました。

7 次回の予定

- (1) 次回大阪地方裁判所委員会（第19回）開催日
平成22年3月25日（木）

(2) テーマ

被害者保護制度について

